島根労働局からのお知らせ

◆「介護助手」の求人、仕事の内容が伝わっていますか？

「経験不問・資格不問・身体介護なし」を明確に伝え、応募の間口を広げましょう。

介護の仕事に関心があっても、「資格や経験が必要そう」「身体介護は難しそう」と感じ、応募をためらう方がいます。求人票に仕事内容や応募条件を具体的に記載することで、これまで応募につながらなかった方にも仕事の内容や魅力が伝わり、マッチングの可能性を広げることができます。

経験不問	資格不問	身体介護なし
未経験の方にも、応募できる仕事だと伝わる。	資格を持たない方にも、活躍の可能性が伝わる。	業務範囲が明確になり、不安の軽減につながる。

求人票には、職種名・仕事内容・必要な経験や資格の欄に具体的に記載を。

【記載例】

職種：介護助手（身体介護なし）

仕事内容：配膳・下膳、清掃、シーツ交換、備品補充、レクリエーション補助など

必要な経験等：不問　／　必要な免許・資格：不問

◆「島根県介護助手導入支援事業費補助金」をご検討の事業所の皆さまへ

補助金の案内チラシでは、介護助手は、身体介護などの専門的業務を行わず、清掃・見守り・シーツ交換などの周辺業務に従事する仕事とされています。補助金の活用を検討する際は、介護助手に任せる業務を整理し、身体介護を含まない仕事内容にしてください。

また、求人票の記載と実際の業務内容を一致させ、採用後もその範囲を遵守することが大切です。

まずは、現場の業務を「専門業務」と「介護助手に任せられる周辺業務」に分けてみませんか。

▶求人票の書き方・業務の切り分けは、管轄のハローワークへご相談ください。
（併せてお送りしておりますチラシ『求人票書き方のコツ』もご参照ください。）
▶補助金の要件・申請については、島根県健康福祉部高齢者福祉課へご相談ください。

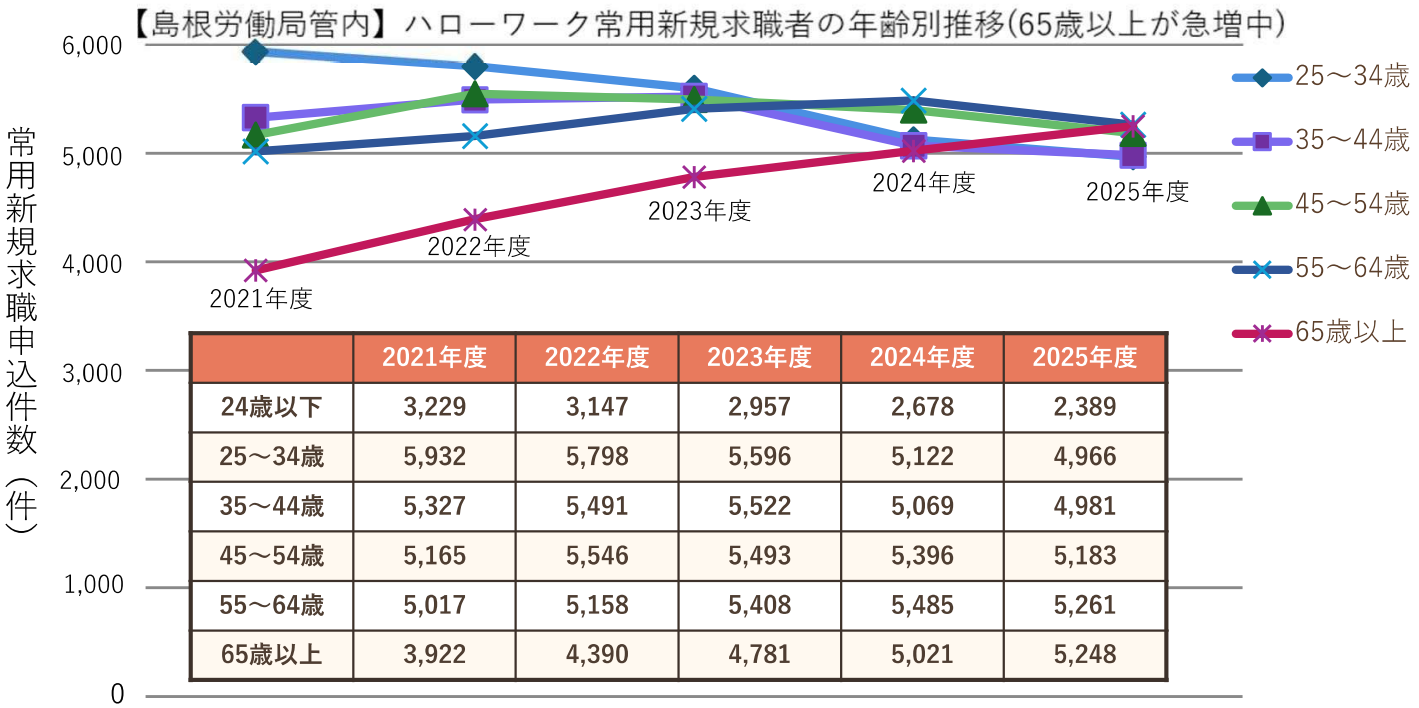
島根労働局 職業安定部 職業安定課

ハローワーク求人：介護助手の求人票

ハローワークの求人は書き方一つで応募の可能性が高まります！！

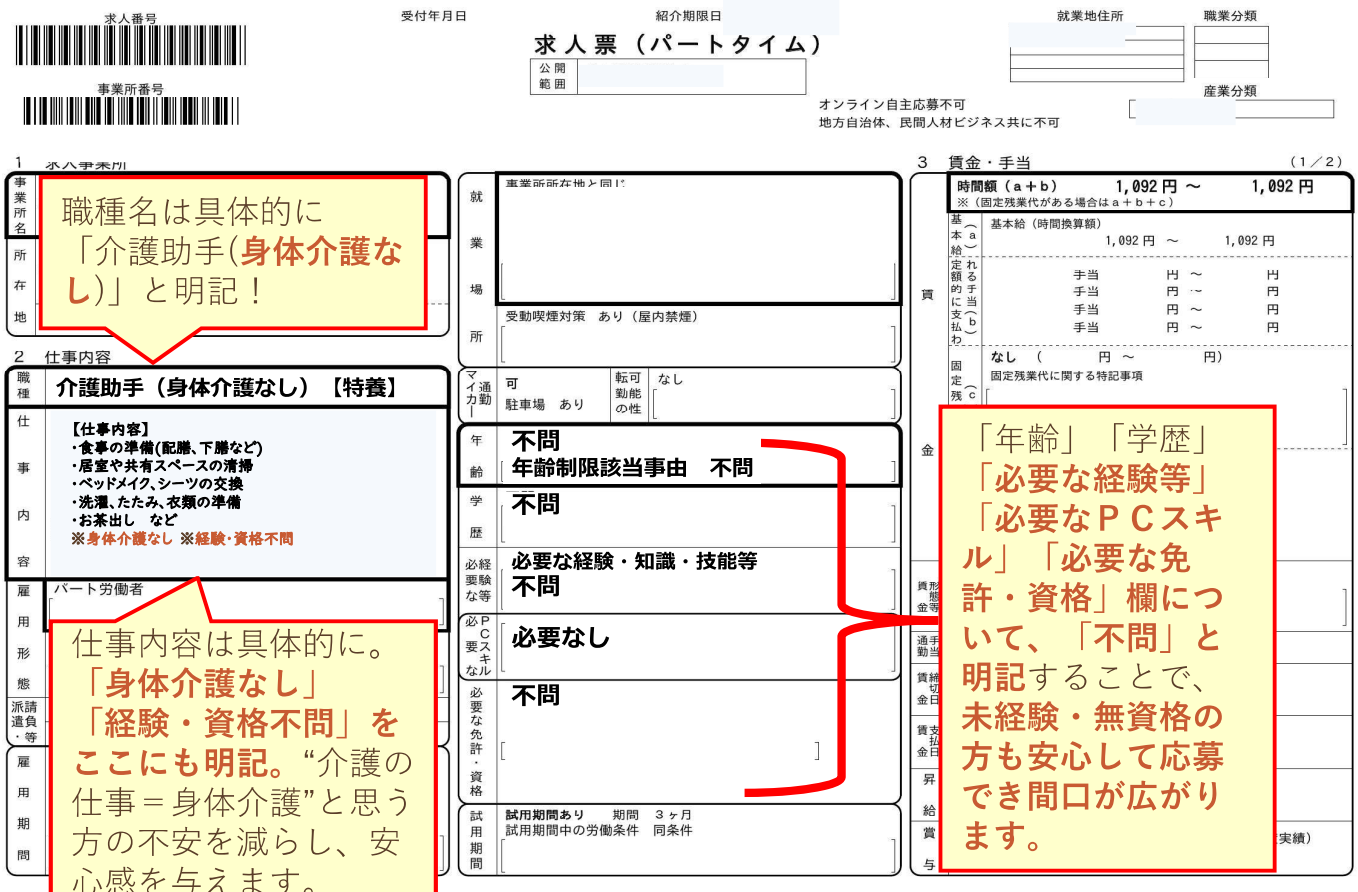
経験不問　**資格不問**　**身体介護なし**　を**明記**し応募の可能性を高めませんか？

65歳以上の新規求職申込件数が増加しています。
経験や資格にこだわらず、「働ける人」に届く求人にすることが重要です。



	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
24歳以下	3,229	3,147	2,957	2,678	2,389
25～34歳	5,932	5,798	5,596	5,122	4,966
35～44歳	5,327	5,491	5,522	5,069	4,981
45～54歳	5,165	5,546	5,493	5,396	5,183
55～64歳	5,017	5,158	5,408	5,485	5,261
65歳以上	3,922	4,390	4,781	5,021	5,248

実際の求人票で見る「書き方のコツ」



職種名は具体的に「介護助手(**身体介護なし**)」と明記！

仕事内容は具体的に。**「身体介護なし」「経験・資格不問」をここにも明記。**“介護の仕事＝身体介護”と思う方の不安を減らし、安心感を与えます。

「年齢」「学歴」**「必要な経験等」「必要なＰＣスキル」「必要な免許・資格」欄について、「不問」と明記**することで、**未経験・無資格の方も安心して応募でき間口が広がります。**

介護助手に任せられる業務を切り出してみませんか？

「介護の仕事に興味はあるけれど、経験も資格もない…」
そんな方にも、できる仕事があることを伝えましょう。

業務を“洗い出す → 切り分ける → 求人票に書く”ことで、応募の間口を広げられます。

STEP 1
業務を洗い出す
1日の業務を細かく分ける

STEP 2
任せられる仕事を切り出す
身体介護、専門業務と分ける

STEP 3
求人票に具体的に書く
「身体介護なし」を明記

例えば、こんなふうに「仕事を分ける」ことができます。

介護職員が行う専門業務

資格・経験が必要な業務

・入浴介助　・排泄介助
・移乗介助　・服薬介助
・介護記録　・健康状態の観察
・介護計画に基づくケアの実施
など

介護助手に切り出せる業務

“専門性を要しない仕事”を具体化

・配膳、下膳　・お茶の準備
・テーブル拭き　・床掃除
・シーツ交換　・タオル洗濯
・備品補充　・ゴミ回収
・居室整頓　・声かけ、見守り
・レクリエーション補助　など

求人票への記載例

職種：介護助手（身体介護なし）

仕事内容：配膳・下膳、清掃、シーツ交換、備品補充、レクリエーション補助など
経験不問・資格不問

「介護の仕事＝身体介護」と思っている方にも、仕事内容が伝わります。

まずは、施設内の業務を「専門業務」と「切り出せる業務」に分けてみましょう。

採用後のミスマッチを防ぐために

職員みんなで共有

求人を出す前に、現場職員を含む関係職員で、仕事内容と「経験不問・資格不問・身体介護なし」などの条件を共有しましょう。
採用後も求人票に記載した条件を守ることが、応募者の安心と早期離職の防止につながります。

魅力的な求人票の書き方については、管轄のハローワークへお気軽にご相談ください。

資料作成：島根労働局職業安定部職業安定課